

令和4年度高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル
仕様書

1 業務の目的

高知城歴史博物館（以下、当館）の広報事業のうち宣伝広報に係る業務を行う。

各種メディアや媒体等を活用した宣伝広報、広報・誘客ツール等の制作・設置による誘客促進、その他独自の手法も活用して、県民ならびに観光客に向けて当館の見どころや特徴、展示・催し物情報等を魅力的かつ効果的に発信することで誘客促進を図る。

2 基本的な考え方

- (1) 予算の範囲内で、各種のメディアや媒体を活用した宣伝広報、高知城や高知県中心部を訪れている観光客へのPR、その他集客に効果的と思われる独自の取組によって当館への誘客促進を図る。
- (2) 当館の特徴（「山内家資料（大名家資料）」（収蔵資料）や「江戸時代（～近代）の土佐の歴史文化」（展示等の対象とする時代範囲））等を誘客に効果的な広報コンセプトとして練り上げ、各宣伝広報に展開することでイメージの定着と誘客促進を図る。
- (3) 特に自由提案の取組については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮したうえで、感染予防対策等をとることができる取組を実施する。

3 実施業務

項目	内容および条件
1 高知城や高知県中心部を訪れた観光客の誘客	<p>(1)高知城来場者をはじめとした当館周辺を通行する観光客等に向けて、<u>常時PR</u>する掲示物の制作・設置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主な設置場所としては、当館敷地内の外構（北側スペースおよび南側スペース、2階テラス等）を想定すること。・ 高知城来場者をはじめとした当館周辺を通行する観光客等をターゲットとしたPR掲示物を制作・設置すること。・ 制作にあたっては、当館の見どころや特徴等が魅力的に伝わるグラフィックデザイン等を企画し誘客に効果が期待できるものを設置すること。 <p>※ <u>提案にあたっては、掲示物のデザインや仕様、設置する場所・方法・期間等を提案すること。</u></p>

	<p>(2) 高知県中心部を訪れた観光客等に向けたPR掲示物等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県中心部に立地する集客施設等（例：公共交通機関、中心商店街、その他公共施設等）において、観光客や県民等に向けて当館の魅力等をPRするための掲示物の設置または広告等を実施すること。 <p>※ <u>既存の広告スペース等を活用する場合は、設置する場所・期間、デザイン等を提案すること。</u></p> <p>※ <u>独自に掲示物を制作・設置する場合は、設置する場所・方法・期間、デザイン、仕様等を提案すること。</u> （グラフィックデザインは上記（1）とあわせた統一展開も可とする）</p>
2 各種媒体のCMや広告等を活用した広報	<p>夏期以降の観光シーズンや当館の企画展またはイベント事業を鑑みた上で、効果的なタイミングや媒体を考慮して展開すること。</p> <p>※ 実施のタイミングについては、<u>別添の事業スケジュールも参照すること。</u></p> <p>契約締結後に実際に実施可能なものを提案すること。</p>
3 付帯業務	<p>(1) 広報イベントのチラシ等の制作およびイベント看板の貼替え</p> <p>① 正月の誘客（正月三が日）チラシおよびイベント看板</p> <p>② 開館記念日イベント（3月初旬）ポスター・チラシおよびイベント看板</p> <p>(2) ポスター・チラシ等の発送業務（年5回）</p> <p>(3) 令和5年度年間スケジュールリーフレットの制作</p>
4 追加提案	<p>上記以外で誘客に効果的と思われるプロモーション活動など</p>

4 実施スケジュール

具体的な実施スケジュールは、企画提案をもとに協議によって決定することとする。

※企画展やイベントのスケジュールは別添資料を参照すること。

5 実施体制について

本業務を確実に履行できる体制を設けること。

なお、素材の提供、内容の確認（校正）は発注者が行う。

6 著作権等について

作成する成果物に関しての著作権等の知的財産については、すべて発注者に帰属する。
また、既に著作権を有する著作物等については著作権者等の使用の許可を得ること。

7 留意事項

- (1) 提案企画の内容をそのまま実施することを約束するものではない。本委託業務を実施するに際して、発注者と十分協議及び調整を行ったうえで実施すること。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効とする場合がある。
 - ①企画書の内容が本要領の規定に適合しないもの。
 - ②虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 本事業の履行に際し、業務の遂行上知り得た秘密事項は、発注者の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この事業の終了後も同様とする。
- (4) 業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者が協議のうえ定めることとする。

8 実施業務の条件について

- (1) 高知城や高知県中心部を訪れた観光客の誘客
 - ・ 当館敷地内に PR 掲示物等を設置する際
設置物は、日光や雨天、強風等に耐えられ、かつ通行者等の妨げとならない安全に配慮したものを設置すること。また、台風等の非常時には一時撤去等の安全対策をとることが可能なものとする。
 - ・ 当館以外に独自の PR 掲示物等を設置する際
提案にあたっては設置場所の管理者等との協議を済ませたうえで、上記同様の安全対策をとることが可能なものを提案すること。また、設置に必要な手続き等も行うこと。
- (2) 各種媒体の CM や広告等を活用した広報
 - ・ CM や広告の実施本数や使用する媒体の指定等の条件はない。
- (3) 付帯業務
 - ①広報イベントのチラシ等のデザイン・制作およびイベント看板の貼替え
テキストおよび画像等の素材はデータにて提供します。
 - ・ チラシは A4 サイズ、マットコート 90kg、両面 4 C で 10,000 部（うち 800 部 3 折り加工）、納品すること。
 - ・ ポスターは B2 サイズ、マットコート 135kg、片面 4 C で 100 部（うち 80 部 4 折

折り加工) 納品すること。

- ・ イベント看板は当館が所有する既存のもの (2基、再剥離シート、1,800mm×900mm) を使用し、2回の広報イベント毎に制作し貼替えを行うこと (グラフィックはチラシ等のものを流用すること)。

②ポスター・チラシ等の発送業務一式 (年5回)

- ・ 毎回、当館へ発送関連物 (送り状、封筒、宛名シール、各種送付物等) を集荷すること。
- ・ ポスター、チラシ等送付物の仕分け、封入・封緘は、毎回、当館作成による「発送一覧」をもとに行うこと。

※ 送付先および送付物によって10部ずつ、5部ずつ、1部ずつなど封入枚数は異なる。

※ 発送先によっては封入物の種類 (内容) が異なる場合がある

- ・ 封筒は当財団専用 (長形3号、角形2号、角形0号サイズ) のものを使用すること。
 - ・ 発送物は送付物の引き渡し日を含め、原則として3営業日以内に発送完了すること。
(発送日と送付物の内容等は発送日の2週間程度前に決定する)
 - ・ 発送回数は全5回/1年 (令和4年7月~令和5年3月)
 - ・ 発送にあたっては、当財団が契約を結んでいる事業者を利用すること
- ※ 発送費は発注者が負担する。(本件の見積には発送費を含まないこと)

③令和5年度年間スケジュールリーフレットの制作

掲載するテキスト及び画像はデータにて提供します

- ・ 部数 20,000部
- ・ サイズ等 外5つ折り (仕上がり210×100mm) 両面4色カラー
- ・ 紙質等 マットコート 110kg
- ・ 納期 令和5年3月 (予定)

(4) 追加提案

- ・ 見積限度額の範囲で、当館の認知度向上、誘客促進を図ることができる効果的かつ実現可能な広報施策を独自に提案すること。